

## 令和5年度 関市墓地公園使用者募集要項（追加募集）

### ① 募集区画、使用料等

種別	面積	募集区画数	永代使用料	墓地管理料
A区画	3.06㎡	2区画	158,000円	2,000円 (毎年)
B区画	2.55㎡	2区画	132,000円	
D区画	1.62㎡	1区画	84,000円	
	3.14㎡	1区画	163,000円	

- ※ 区画位置は別紙位置図のとおり
- ※ 墓碑建立実績のある区画も含まれています。

### ② 応募資格

- ・ 市内在住の方（関市に住民登録のある方）で現に埋蔵しようとする焼骨を有する方

### ③ 使用区画の制限

- ・ 1世帯につき1区画とします。

### ④ 使用者義務

- ・ 3年以内に墓碑等を建立する必要があります。
- ・ 3年以内に墓碑等を建立しなかった場合は、使用許可を受けた区画を返還しなければなりません。
- ・ 上記の場合においては、使用料及び管理料は返還しません。

### ⑤ 申込方法

- ・ 市役所環境課へ次の書類を提出してください。

#### 提出書類

墓地公園使用許可申請書（区画墓地用）

確約書

被埋蔵・改葬者の火葬許可証の写し又は改葬元の墓地の使用許可証の写し

使用者の住民票の写し（原本。本籍地が記載されたもの）

※書類提出の際に、使用者の本人確認書類を提示

### ⑥ 申込期間

令和6年2月1日（木）午前8時30分～3月15日（金）午後5時15分

### ⑦ 使用者の決定

- ・ 募集期間内の申し込み順で、使用者を決定します。
- ・ 区画の使用が決定した者は、やむを得ない場合を除き使用を辞退することができません。

### ⑧ 使用料及び、手数料の支払い

- ・ 使用許可申請後、納付書により永代使用料及び墓地管理料を関市へ支払いいただきます。

永代使用料	84,000円～163,000円 (各区画によって使用料は異なります)
墓地管理料（令和5年度分）	2,000円

### ⑨ 使用許可証の発行

- ・ 書類の確認及び永代使用料と墓地管理料の入金を確認後、墓地公園使用許可証を発行し郵送します。